

## 苦小牧むかわ会会則

(名 称)

第1条 この会は、苦小牧むかわ会と称します。

(目 的)

第2条 この会は、会員相互の交流と親睦を図り、郷土愛のもとにむかわ町との交流、情報交換を行い、郷土と苦小牧市の発展に寄与することを目的とします。

(事 業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業をおこないます。

- (1) 会員相互の交流と親睦に関する事業
- (2) 郷土むかわ町の開催行事への参加
- (3) 会報の発行
- (4) その他のこの会の目的を達成するために必要な事業

(会員及び組織)

第4条 この会は、次の会員をもって組織します。

- (1) 苦小牧市に在住する旧鷺川町出身者又は旧鷺川町に在住したことのある者
- (2) 旧鷺川町にゆかりのある者で役員会が認めた者

(総、会)

第5条 次のことを話し合うため、この会の会員全員による総会を設け、年1回以上開くこととします。

- (1) 行事計画及び収支予算の承認
- (2) 行事報告及び収支決算の承認
- (3) 会則の決定及び変更に関する承認
- (4) 役員を選任
- (5) その他この会の運営に必要な事項

2. 総会の議事は、出席会員の過半数で決めることとします。

(役員を選任)

第6条 この会の役員は、会長1名、副会長若干名、幹事若干名、監事2名とし、総会において選任します。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とします。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とします。

2. 役員は、再選することができます。

(役員任務)

第8条 会長はこの会を代表し、副会長は会長を補佐します。

2. この会の役員は、役員会を組織し、この会の運営を掌ります。
3. 監事は、この会の経理について監査します。

(顧問及び相談役)

第9条 この会に、顧問及び相談役を置くことができます。

2. 顧問及び相談役は、会長が役員会の承認を得て委嘱します。

(会議の招集)

第10条 総会及び役員会は、必要の都度、会長が召集します。

(経 理)

第11条 この会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てます。

2. 会費は、年額1,000円とします。

3. 親睦会、研修会等の費用は、その都度参加会員が負担することとします。

(会計年度)

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

(事務局及び事務所)

第13条 この会の事務を処理するため、事務局を置きます。

2. 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き幹事の中から会長が指名します。

3. この会の事務所は、事務局長宅に置くものとします。

(委 任)

第14条 この会に定めるもののほか、この会の運営に関する必要なことについては、役員会において定めることができます。

付 則

1. この会則は、平成元年7月1日から施行します。

2. 第1条(名称)を改正し平成17年7月2日から施行します。

3. 鷺川町と穂別町の合併による町名変更に伴って、第2条・第3条及び第4条の名称をそれぞれ、むかわ町及び旧鷺川町に改正し、平成18年3月27日から施行します。